

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 資格審査の概況

1. 新規係属件数

平成21年中に全労委に係属した新規係属件数は636件で、20年に比べ37件の減少となった（巻末統計表第21表参照）。

新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが412件で、20年に比べ42件増加している。なお、全体に占める割合は65%となっている。

第39表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率（全労委）

(単位：件、%)

区 分		件 数						構 成 比 率					
		16	17	18	19	20	21	16	17	18	19	20	21
事 項	新 規 係 属 件 数	760	664	700	653	673	636	100	100	100	100	100	100
	内 委 員 推 薦	217	156	214	151	223	144	29	23	31	23	33	23
	内 不 当 勞 働 行 為	438	423	399	416	370	412	58	64	57	64	55	65
	内 法 人 登 記	102	78	85	86	75	78	13	12	12	13	11	12
	内 総 会 決 議	3	7	2	0	5	2	0	1	0	0	1	0
	内 協 約 拡 張 適 用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

このほか、委員推薦が144件で79件の減少、法人登記に伴うものは78件で3件の増加、総会決議に伴うものが2件で3件の減少となっている。

そのうち、中労委における新規係属件数は64件で、内訳は、不当労働行為の救済申立てに伴うもの62件、委員推薦に伴うもの2件となっている（巻末統計表第23表参照）。

2. 審 査

平成20年からの繰越件数486件、新規係属件数636件の合計1,122件のうち、適格決定368件、取下又は打切240件で、不適格0件を含む合計608件が終結し、514件が22年に繰り越された（巻末統計表第21表参照）。

適格決定がなされた368件の内訳は、委員推薦に伴うもの140件、不当労働行為救済申立てに伴うもの155件、法人登記に伴うもの70件、総会決議に伴うもの3件となっている（巻末統計表第22表参照）。

そのうち、労委規則第24条に基づき要件補正の勧告をしたものは2件である。

第2節 労調法第37条違反被疑事件

労調法第37条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越事件、平成21年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第24表参照）。

第3節 協約の拡張適用

労組法第18条に基づく協約拡張適用事件についてみると、前年からの繰越事件、平成21年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第25表参照）。